

支出負担行為担当官

厚生労働省社会・援護局長 殿

所在地

商号又は名称

代表者名

印

中国残留邦人集団一時帰国事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当方は、貴省が公募する令和4年度中国残留邦人集団一時帰国事業について応募したいので、その旨を表示します。なお、当社は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当方は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しません。
- 2 当社は、別添（写）のとおり、令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」で、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有しております。
- 3 当方は、厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 当方は、経営の状況又は信用度が極度に悪化していません。
- 5 当方は、次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の意思表示書類提出期限の直近2年間（5. 及び6. については2保険年度）の保険料について滞納はありません。
  1. 厚生年金保険
  2. 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
  3. 船員保険
  4. 国民年金
  5. 労働者災害補償保険
  6. 雇用保険
- 6 当方は、事業に実施に当たっては、各種法令を遵守します。
- 7 当方は、中国残留邦人の実情に詳しく、受入支援団体等と交流があり、関係機関（検疫所、在外公館、中国政府公安部）との連絡等を的確に行うことができます。
- 8 当方は、中国語の各種手配を円滑に行い、中国残留邦人が日本滞在中、言語で不自由しないよう中国語が堪能なスタッフを確保できます。
- 9 当方は、年間22世帯43人（介護人を含む。）を計画的に一時帰国させ、日本への渡航及び再渡航手続き、帰国時の宿泊施設を確保することができます。
- 10 当方は、新規認定孤児（厚生労働省が訪中調査を行って新たに孤児と認めた者）を含む集団一時帰国を実施するときには、滞在行程等に配慮して日本を紹介する特別なプログラムを策定し、厚生労働省及び各受入支援団体等との連携・調整を的確に行うことができます。
- 11 当方は、中国残留邦人の一時帰国中、24時間の危機管理体制が確保できます。
- 12 本事業に係る保護を要する情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報が含まれていないことが明らかな情報以外の情報をいう。）の保管場所及び作業場所は、日本国内とします。

**【添付資料】**

- ・資格審査結果通知書の写し
- ・誓約書（別紙様式2）
- ・過去3年分の財務諸表（公認会計士若しくは監査法人による監査報告書の写し、又は、民間で使用されている「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」（日本税理士連合作成）若しくは「中小企業の会計に関する基本容量の適用に関するチェックリスト」（日本税理士連合作成）等を用いて税理士が確認した結果の写しを添付すること）

**【担当者】**

住 所：

担 当：

電 話：

メー ル：